

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

| | | | |
|---------|--|--|---|
| 条例名 | 神奈川県統計調査条例 | | |
| 条例番号 | 昭和26年神奈川県条例第43号 | 法規集 | 第1編第1章第2節 |
| 所管部局室課 | 総務部統計課 | | |
| 条例の概要 | 県が統計調査を実施するに当たり、調査対象者の申告義務、調査員等による実地調査、調査結果に係る秘密の保護、調査結果の公表など、必要な事項を定めている。 | | |
| 検討 | 視点 | 検討内容 | 備考 |
| | 必要性 〔現在でも必要な条例か。〕 | 県統計調査は、条例制定のための基礎資料を得るなど、県政の政策決定を行う上で重要な役割を果たしており、県民に申告義務を課すものもあり、その実施のため必要な事項を定めた当条例は現在でも必要である。 | 県統計調査実施件数 19年度 59件 18年度 60件 17年度 56件 (延べ件数) |
| | 有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕 | 統計の正確性の確保に関しての本条例の規定は有効である。一方、統計のさらなる有効活用や個人情報保護意識の高まりといった社会情勢の変化への対応も求められており、改正を検討する必要がある。 | |
| | 効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕 | 統計調査の結果は、速やかに公表することとしており、効率的に運用している。 | |
| | 基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕 | 統計調査の結果を速やかに公表することにより、「県民に開かれた行政」という行政システム改革基本方針に適合している。 | |
| | 適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕 | 県民に義務を課すなどの規定を有するが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。 平成19年5月に統計法の改正がされており、これを踏まえた条例の改正を検討する必要がある。 | |
| 見直し結果 | その他 | | |
| | 改正・廃止の必要はない。 〔改正・廃止を検討する。〕 | 理由 統計法が全面改正されたことから、その趣旨を受けるとともに、統計の有効活用の観点から、県民が情報を容易に入手し、利用できる公表方法を規定するなどの改正を検討する。 | 特記事項 |
| 次回見直し予定 | 未定 | 見直し規定の有無 | 〔有〕 無 |